

Dコード 水産加工食品

水産食品の加工品が含まれる



届出時の必要書類

- ①食品等輸入届出書
- ②原材料表
- ③製造工程表

Dコードの分類

D1	魚類加工品	(生食用サーモン切り身、たらこのすり身等)
D2	貝類加工品	(むき身あわび、殻付きボイルあさり等)
D3	水産動物類加工品	(うにむき身、乾燥えび等)
D4	海藻類加工品	(のりつくだ煮、塩蔵海ぶどう等)
D5	魚介類の卵加工品	(キャビア、からすみ等)
D6	魚介類の内臓加工品	(あんこうの肝臓、かにみそ等)
D7	魚類の骨加工品	(うなぎの骨等)

・ [食品別の規格基準について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

Dコード記入例は[こちら](#)